

平成 19 年 2 月 6 日  
農 林 水 産 省

行政改革推進本部専門調査会小委員会  
ヒアリング回答資料

目 次

基礎的事項

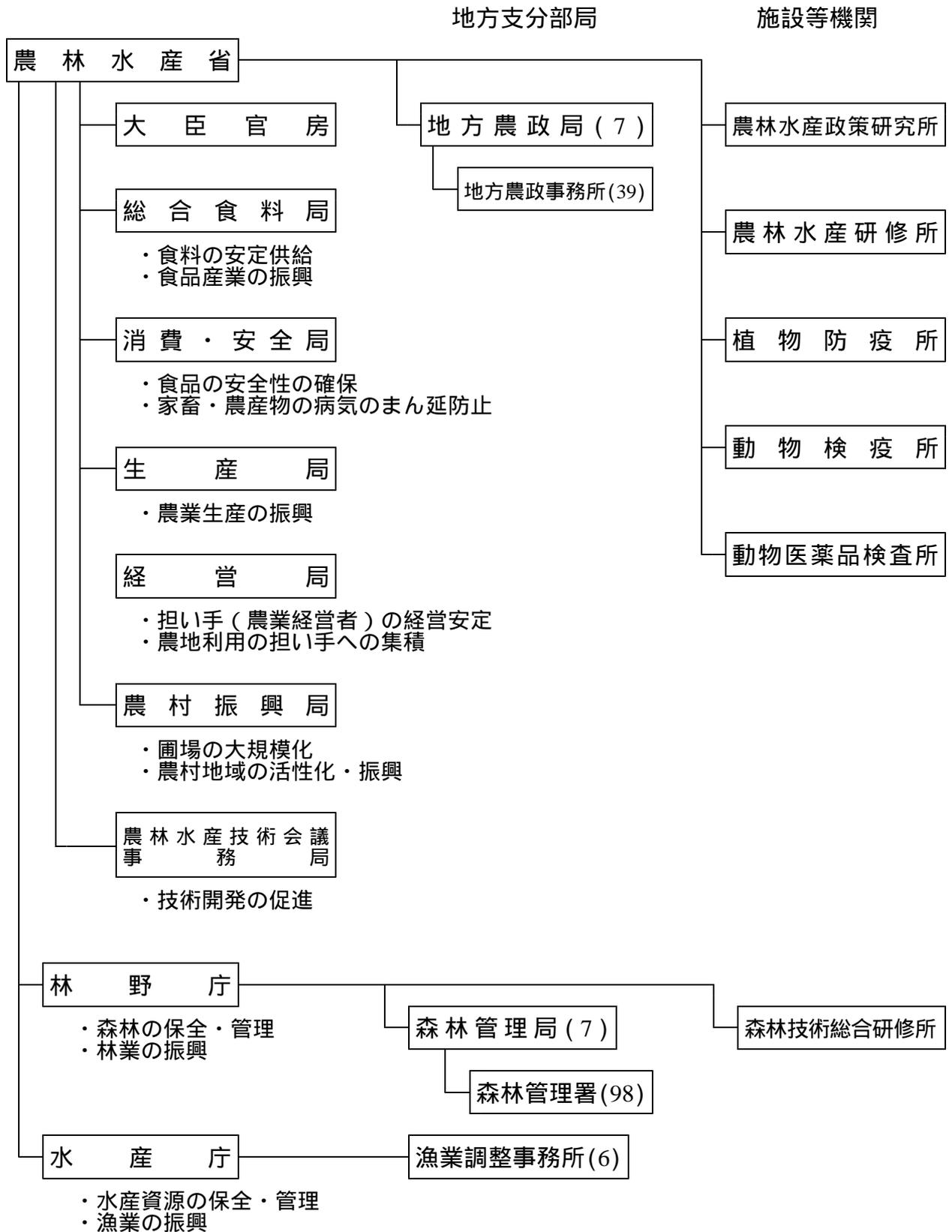
- 1 . 組織と業務内容 . . . . . P 1
- 2 . 職員数 . . . . . P 2
- 3 . 職員団体の概要 . . . . . P 2

質問事項

- 1 . 人事管理の業務全般の内容 . . . . . P 3
- 2 . 労使関係、団体交渉等の状況 . . . . . P 3
- 3 . 現状の労使関係の課題、労働基本権の在り方等 . . . . . P 4
- 4 . その他 . . . . . P 4

．基礎的事項

1．組織と業務内容



( ) 内は部局数

## 2. 職員数（平成18年度末の定員）

農林水産 本省計（林野庁・水産庁を除く）	22,829人
内部部局	3,641人
地方支分部局（地方農政局等）	17,621人
施設等機関（植物防疫所等）	1,567人
林野庁計	5,651人 (5,133人)
内部部局	622人
地方支分部局（森林管理局等）	4,980人
施設等機関（森林技術総合研修所）	49人
水産庁計	953人
内部部局	775人
地方支分部局（漁業調整事務所）	178人
総計	29,433人 (5,133人)

（ ）内は国有林野事業職員で内数

## 3. 職員団体の概要

	職員団体名	組合員数	組織率	在籍 専従者数	
本省・地方農政局等	全農林労働組合 中央本部・10地本・235分会	19,237人	92.0%	20人	1
林野庁・森林管理局等	全国林野関連労働組合・職員労働組合 中央本部・8地本・143分会	5,759人	81.6%	16人	2

1の組合員数等は、組合からの聴き取り調査（平成18年1月15日現在）による。

2の組合員数等は、組合からの聴き取り調査（平成18年5月1日現在）による。

## ．質問事項への説明

### 1．人事管理の業務全般の内容

新規採用、人事配置、給与ランク等の決定  
勤務評定、新たな人事評価の試行の実施  
勤務時間の管理（超過勤務の抑制指導を含む。）  
服務規律の確保と懲戒処分の実施  
職員団体との交渉  
その他

### 2．労使関係、団体交渉等の状況

- ( 1 ) 全農林は、昭和40年代を中心に違法な争議行為を含む激しい闘争（勤務評定反対闘争・賃上げ闘争）を展開したが、争議行為も昭和60年（1985年）を最後に行われておらず、現在は、交渉による通常の労使関係。
- ( 2 ) 全農林としては、勤務評定反対の姿勢は現在も維持。新たな人事評価の試行については労働組合の参加する苦情処理システムの構築等を条件に前向きな姿勢。
- ( 3 ) 団体交渉は、  
春闘期、人事院勧告前、勤務評定期などに、勤務条件全般を議題として行うほか、  
その時々状況に応じて、勤務条件に関わる個別事項（総人件費改革による他府省への配置転換、超過勤務時間問題、新たな人事評価の試行など）について適宜実施。

### 3. 現状の労使関係の課題、労働基本権の在り方等についての意見

#### (1) 労使関係の主な課題は、

評価の試行を円滑に実施し、新たな人事評価システムを職員の理解の下に定着させて、評価をベースとする適材適所の人事を徹底させること。

総人件費改革に伴う地方農政事務所等職員の他府省への配置転換を円滑かつ確実に実施すること。

#### (2) ある程度の緊張関係を伴う労使関係は、良好な職場環境の形成、ひいては効率的な行政の推進のためにも重要。

ただし、政策の立案・実行そのものへの労働組合の関与は、排除することが必要。

#### (3) 労働基本権の在り方の検討に当たっては、

民間の労働争議においては、企業の業績が歯止めとなるが、公務員については、この歯止めが働かないことに留意する必要。

各省及び政府全体の労務管理の労力が過大とならないように留意することが必要。

このためには、労働協約締結の前提として、給与等の重要な労働条件の法定制の継続、団体交渉の対象となる事項の範囲の明確化、交渉テーマ毎に協約当事者たり得る省庁・部局の明確化等が必要。

### 4. その他意見

#### (1) 公務員のあり方・公務員制度改革

国民のニーズに応えた質の高い政策立案・政策運営を行うためには、優秀な人材を確保し、公務に全力を投入させることが不可欠であり、公務員制度を考える際には、そうした観点からの配慮も必要。

公務員の能力を最大限に発揮させるためには、民間企業の経験も参考にしつつ、適切に機能する人事評価システムを確立し、これをベースとして適材適所の人事・処遇を徹底していくことが必要。

( 2 ) 分限処分のあり方

法令・人事院のガイドラインに即して適正に対処することが必要。

# 主要農業政策の基本方向

## 農業経営の体質強化の加速化

バラマキではなく「担い手」への施策の集中化・重点化

担い手の規模拡大につながる明快な農地政策の確立

企業などの農業参入の促進

国民・消費者の視点に立った食料政策の展開  
…「食」や「農」に対する国民の信頼の確保

おいしく安全な農産物生産のための新たな工程管理の導入、食品企業の衛生管理の改善に対する支援など、食の安全・安心の確保策を充実

世界的な異常気象や人口増加の中で、「食料」の将来需給や我が国の食料供給体制のあり方についての国民的な議論の提起

農村地域を守り、活性化する政策の推進

…地域格差是正への積極的取組

農山漁村における居住者・滞在者を増やすとの視点で地域を活性化(新たな交付金制度の創設を盛り込んだ新法案を提出)

資源・環境対策の積極的な推進による農業・農村の新たな産業の創造

農林水産物・食品の輸出促進

平成25年までに1兆円規模を目指す

国産バイオ燃料の導入促進

国産バイオ燃料の大幅な生産拡大  
(将来的には、ガソリン消費量の1割(600万kl)程度を目指す)

食料供給コストの削減

東アジア食品産業共同体構想の推進

知的財産の創造・保護・活用

イノベーションの力の活用

農業の生産性向上に貢献するIT・バイオ技術等の開発